地域経済の活性化、雇用拡大のために
各種制度をご利用ください

国や県、市では地域経済の活性化を図るため、各種制度を設けています。昨年十二月、当市は「特定地域中小企業対策臨時措置法」により特定地域の指定を受け、さらに今年四月には「地域雇用開発等促進法」の特定雇用開発促進地域に指定されました。これにより低利融資、税制の特例、雇用の促進に対する助成などの措置が講じられています。事業主の皆さん経営安定のため大いにご利用ください。

特定地域中小企業対策臨時措置法

5月から特別融資の利率が引き下げ

特定地域経済振興助成策として新分野事業への進出に対する特別融資や税制面の特例、企業誘致の促進などの制度が設けられています。

〈新分野への進出事業などの円滑対策〉

◆特定地域中小企業特別融資制度

▽対象となる事業

・新商品、新技術の研究開発事業

・人材の養成、事業の合理化に関する事業

・事業規模の適正化に関する措置

・そのほか新たな経済的環境に適応するための措置

▽融資利率

この利率については、今年五月から0・45～0・5%引き下げになっています。

・第1種中小企業者（売上高が約20%以上減少している企業）……年3・5%

・第2種中小企業者（売上高が約10%以上減少している企業）……年4・5%

▽期間

・設備資金　7年以内（うち据置期間2年）

・運転資金　5年以内（うち据置期間1年）

▽融資限度額

八千万円（運転資金は三千五百万円）以内

▽保証料　0・7%（うち0・4%は市が負担）

◆税制の特例

事業所税、特別土地保有税の非課税

◆設備近代化資金の償還猶予（5年が8年に延長）

〈特定地域の活性化対策〉

工場の新設、増設を行う場合

◆税制の特例

・機械等の特別償却

・買い換え資産の特例

・特別土地保有税の非課税

◆低利融資の拡充

・中小企業金融公庫、国民金融公庫の低利融資

・中小企業事業団による低利融資

雇用促進のための地域雇用開発助成制度

大館公共職業安定所管内（大館市、北秋田郡内）で事業所を設置または整備し、安定所などの紹介で常用労働者を雇い入れた場合に助成する制度です。

◆地域雇用奨励金（支払った賃金に対する助成金）

▽助成対象期間

操業開始の日から3年間

▽助成率（中小企業の場合）

・操業開始後1年目　3分の2

・〃　2年目　2分の1

・〃　3年目　3分の1

◆地域雇用特別奨励金

雇い入れた労働者が五人以上（小規模企業事業主の場合は三人以上）の場合に、その人数と雇い入れにかかわる費用（施設や設備を新設、増設、購入、賃借に要した費用）に対して五回まで助成します。

▼1回につき助成する額

最高限度額5,000万円

人数 ＼ 雇い入れにかかわる費用	5（3）～9人	10～19人	20人～
500万円以上	50万円	75万円	100万円
1,000万円以上	100万円	150万円	200万円
2,000万円以上	200万円	300万円	400万円
5,000万円以上	500万円	750万円	1,000万円

県の制度

◆中小企業設備リース制度

◆中小企業設備近代化資金貸付制度

◆中小企業設備貸与制度　ほか

市の制度

◆工場設置促進条例

◆機械類貸付制度

◆マル大融資あっせん制度　ほか

各種制度についてのお問い合わせ

商工観光課商工係

☎49～3111内283

市長の対話ノート

返事こそ行動

No.154

「返事は肯定である」「肯定は同意」「同意は行動である」と考えます。少し荒っぽいといわれるでしょうが「返事」にはそれくらいの重みがあり、「返事」（行動）ことの重要性を強能度で示す調したいと思うからです。

私たちは仕事や交際の中で、日に何度となく返事をしていますが、その返事にどれくらいの責任を感じているでしょうか。極端にいえば返事をした事さえも忘れているようなときもあります。（自分がそうだから他人もそうだと思うなと叱られるかも知れませんが……）

返事には、それだけ責任がありますから軽率な返事は出来ない事になります。したがって本音も建て前もわかるまで話し合いを深め、肯定、否定、保留の返事を明確にしなければ、大変な誤解を生み、人間として最も大切な「信頼」の絆を失うことになります。

同意を与え行動をしても、同意のとおりの結果にならない事も当然あります。行動が伴えばまず信頼を失うことはないでしょうが、行動がなければその限りではなく、それが回を重ねれば当然の帰結となります。

私たち社会人は、交わりの原点である信頼関係を深めるために、返事と行動に責任を持ちたいものです。

畠山健治郎

"安全を　いつも心に　ふむペダル"

― 歩道は歩行者が優先です。歩道が混雑しているときには自転車を降りて、押して歩きましょう。―